

所得税の予定納税の納付をお忘れなく！

所得税の予定納税（第1期分）

納付期間 平成22年7月1日(木)～8月2日(月)

※土・日・祝日は、金融期間及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納付する制度です。

納付する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納付する額です。

予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税額の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成22年6月30日(水)の現況で、平成22年分の「申告納税見積額(年間所得や所得排除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知された「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税額の減税申請することができます。

第1期分の予定納税の減税申請をする場合は、平成22年7月15日(木)まで「予定納税額の減税申請書」を税務署に提出してください(申請書は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。また、税務署にも用意してあります。)。税務署では、その申請について商人、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方 納期限・平成22年8月2日(月)に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

その他の方 納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。
納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手順については、e-Taxホームページでご確認ください。

納付には便利な振替納税をご利用ください。
振替納税を利用するための手続きについては、国税庁ホームページをご覧になるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ (<http://www.nta.go.jp>)

里親になりませんか？

私たちの身近には、さまざまな事情により家庭と一緒に暮らすことができない子供がいます。北見児童相談所では、こうした子供を家庭の一員として温かく迎え入れ、子供の心身の成長を支えてくださる「里親」を求めてています。

■「資格」は必要ありません

里親になるためには、特別な「資格」は必要ありません。里親に望まれることは、子供が大好きで、明るく健康的なご家庭であることです。なお、里親を希望される方には事前に一定の研修を受けていただきます。

■里親として養育する期間

数日間から数年間までさまざまです。里親さんのご家庭の状況に応じて、短い期間だけの預かりを希望されることも可能です。



■養育費が支給されます

里親の種別、子供の状況により里親手当、生活費、学校教育費、子供の医療費などが公費で支給されるのはもちろん、所得税法上の扶養期間が受けられます。また万一、養育中の子供が事故に遭ったり、事故をして賠償責任が生じた場合には、損害賠償保険等による補償が受けられます。

■里親になるまで

①里親を希望される場合は、北見児童相談所へご連絡ください。お電話でも構いませんし、お住まいの市町村役場に配布されている「希望カード」をご記入の上、北見児童相談所へ送っていただいても構いません。

②ご連絡があれば里親制度についてご説明いたします。里親についてご理解いただきましたら、ご家族合意の上で里親登録希望についてお申し込みください。

③お申し込み後、児童相談所などにおいて数日間の研修を受講していただくとともに児童相談所職員がご家庭にお伺いし、子供を預かることができる状況にあるか確認いたします。

④家庭状況を確認し、研修を修了した後、北海道知事により里親として登録されます。

⑤里親さんの家庭状況や子供に対する希望及び子供の希望などを考慮し、児童相談所が子供の養育をお願いします。

問い合わせ先

津別町役場 保健福祉課

介護福祉グループ

☎ 76-2151 (内線233)

北見児童相談所

地域支援課（里親推進）

☎ 0152-24-3498

